

みんなで ^あ明日 ^すへ

栗原市震災復興ビジョン

(栗原市総合計画 将来像VIより)

目 次

| | | |
|----|--|----|
| 1 | 策定の目的と将来像 | 2 |
| 2 | 震災復興ビジョンの位置づけ | 2 |
| 3 | 復興の理念 | 3 |
| 4 | 復興の方針 | 4 |
| 5 | 復興期間 | 6 |
| 6 | 復興の基本方針 | |
| 1. | 社会生活基盤の早期復旧を図り、市民生活の再建を支援します | |
| | (1)被災住宅の再建支援や、ライフラインなどの復旧と耐震化を進め、 社会生活基盤の強化を図ります。 | 7 |
| | (2)保健・医療・福祉の連携を強化し、被災後の健康や生活に不安なく、 安心して生活できるよう支援します。 | 12 |
| | (3)これまで培われてきた助け合い精神を財産に、「自助・共助・公助」を基本とした 連携のさらなる強化を図り、互いに支え合う地域づくりを推進します。 | 14 |
| 2. | 産業基盤の復旧を進め、震災をバネにした新たな産業の創出などによる 地域経済の活性化を図ります | |
| | (1)農林水産業や商工業、製造業などの地域経済基盤の復旧を進め、 活力ある産業構造の構築による復興を目指します。 | 16 |
| | (2)栗駒山麓の温泉と自然環境を資源とした観光産業の再生と創造を軸とした 経済サイクルの確立を目指します。 | 19 |
| | (3)震災により職を失った方々の再就職までの短期的雇用を確保するとともに、 産業振興による新たな雇用の創出を図ります。 | 20 |
| 3. | 市民協働による災害に強いまちづくりを推進します | |
| | (1)災害時の緊急輸送のための交通手段の確保と、情報伝達手段を確立します。 | 22 |
| | (2)震災体験を教訓として防災教育を進め、次世代へ語り継ぐとともに、 市民の意識の高揚を図り、地域の防災力を強化します。 | 24 |
| | (3)災害時の要援護者への支援や体制の整備を進めます。 また、関係機関との連携を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。 | 26 |
| 4. | 福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散への備えを進め、 安全・安心な暮らしを守ります | |
| | (1)きめ細かな放射線量の測定と情報発信を継続し、市民の放射線に対する 不安解消や、風評被害などの払拭に努めます。 | 28 |
| | (2)放射線やその除染に関する的確な情報収集と提供 及び放射能被害への対策に努め、市民の健康維持に万全を期します。 | 30 |
| | (3)原発事故の早期収束と、放射能被害に対する各種対応の十分な実施を 国に対して求めつつ、傷ついた産業の再生を図ります。 | 32 |

1 策定の目的と将来像

栗原市は、「平成20年岩手・宮城内陸地震」により栗駒山の山容が変貌するほどの大きな被害を受けたことから、「水と緑、山の再生」をスローガンに掲げ、市民一丸となって復旧・復興に全力を傾注しています。

その最中、未曾有の「東日本大震災」に見舞われ、最大震度7を記録した栗原市は、市内全域において市民生活の基盤である住家や宅地、経済基盤となる農林水産業や商工業などに甚大な被害を受けました。

さらには、「東日本大震災」に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による影響が、市民生活や経済活動において深刻な問題となっています。

栗原市の復興は、道路や公共施設などインフラの本格的な復旧と耐震化を図り、行政と市民の協働による災害に強いまちづくりを進めるとともに、被災者の一日も早い生活の再建と産業の再生を果たし、震災前の活力を回復させ、安全・安心な市民生活のさらなる発展を目指します。

将来像 「震災からの復興を成し遂げ、発展していくまち」

2 震災復興ビジョンの位置づけ

栗原市は、平成19年にまちづくりの指針となる「栗原市総合計画」を策定し、市政運営の理念に『市民が創る くらしたい栗原』を掲げ、市民生活の質を高めるまちづくりに取り組んできました。

しかし、平成20年6月に「平成20年岩手・宮城内陸地震」に見舞われたことから、「栗原市震災復興計画」を平成21年3月に策定し、復旧・復興に向け全力で取り組むこととし、その施策や事業計画は「栗原市総合計画 前期基本計画」の期間に合わせ、平成23年度までの計画を策定して事業を行ってきました。

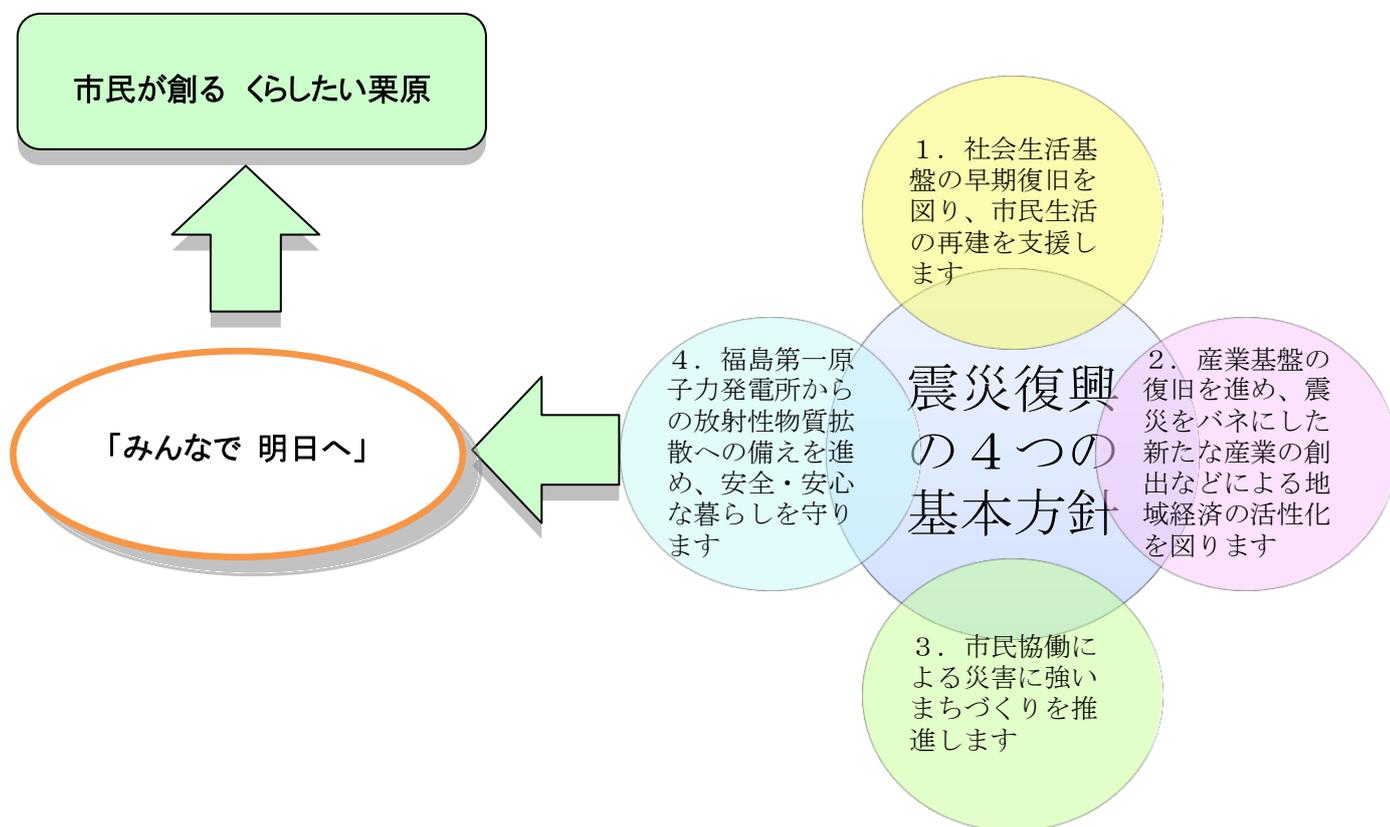
「栗原市震災復興計画」の平成24年度以降の施策や事業については、「栗原市総合計画 後期基本計画」の策定に合わせ、計画することとしていましたが、「東日本大震災」の発生により、改めて中長期的な震災からの復旧・復興に向けた取り組みが必要となったことから、まちづくりの最上位計画である「栗原市総合計画」の基本構想に、新たな将来像『震災からの復興を成し遂げ、発展していくまち』を掲げ、その基本方針を示し、「栗原市総合計画 後期基本計画」にも震災からの復興へ向けた取り組みを位置づけ、市民一丸となって将来像の達成を目指します。

3 復興の理念

市民が一丸となり、2度の震災からの復興を成し遂げ、栗原市総合計画に掲げる「市民が創る くらしたい栗原」を目指すため、

「みんなで 明日へ」

を復興のスローガンに掲げ、その実現に向けて計画を推進します。



4 復興の方針

復興の理念を踏まえ、4つの基本方針を掲げ、市民生活や産業の再建などの一体的な復興に取り組みます。

【基本方針1】

社会生活基盤の早期復旧を図り、市民生活の再建を支援します

(1) 被災住宅の再建支援や、ライフラインなどの復旧と耐震化を進め、社会生活基盤の強化を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携を強化し、被災後の健康や生活に不安なく、安心して生活できるよう支援します。

(3) これまで培われてきた助け合い精神を財産に、「自助・共助・公助」を基本とした連携のさらなる強化を図り、互いに支え合う地域づくりを推進します。

【基本方針2】

産業基盤の復旧を進め、震災をバネにした新たな産業の創出などによる地域経済の活性化を図ります

(1) 農林水産業や商工業、製造業などの地域経済基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指します。

(2) 栗駒山麓の温泉と自然環境を資源とした観光産業の再生と創造を軸とした経済サイクルの確立を目指します。

(3) 震災により職を失った方々の再就職までの短期的雇用を確保するとともに、産業振興による新たな雇用の創出を図ります。

【基本方針 3】

市民協働による災害に強いまちづくりを推進します

(1) 災害時の緊急輸送のための交通手段の確保と、情報伝達手段を確立します。

(2) 震災体験を教訓として防災教育を進め、次世代へ語り継ぐとともに、市民の意識の高揚を図り、地域の防災力を強化します。

(3) 災害時の要援護者への支援や体制の整備を進めます。
また、関係機関との連携を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

【基本方針 4】

福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散への備えを進め、安全・安心な暮らしを守ります

(1) きめ細かな放射線量の測定と情報発信を継続し、市民の放射線に対する不安解消や、風評被害などの払拭に努めます。

(2) 放射線やその除染に関する的確な情報収集と提供及び放射能被害への対策に努め、市民の健康維持に万全を期します。

(3) 原発事故の早期収束と、放射能被害に対する各種対応の十分な実施を国に対して求めつつ、傷ついた産業の再生を図ります。

5 復興期間

復興にあたっては、復旧期や再生期、発展期を経た概ね10年後の姿を見据えた計画としますが、本ビジョンは栗原市総合計画に位置付けられていることから、平成29年度以降の計画については、第二次栗原市総合計画の策定と併せ計画するものとします。

- (1) **復旧期** → 平成25年度まで（震災から概ね3年間）
生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。
- (2) **再生期** → 平成28年度まで（震災から概ね6年間）
復旧されたインフラと市民の力を基に、震災に見舞われる以前の活力を回復し、地域の価値を高めていく期間とします。
- (3) **発展期** → 平成29年度以降
被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、安定的に発展していく期間とします。

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | |
|-----------------------------------|----------------------------|----------------|----------------|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| (参考) 栗原市総合計画 | 総合計画基本構想(平成19年~28年) | | | | | | 第二次総合計画(平成29年~) | | | | | |
| | 前期基本計画 (平成19年 ~23年度) | | | 後期基本計画 (平成24年 ~28年) | | | | | | | | |
| 栗原市震災復興 ビジョン | 復旧期 | | | 再生期 | | | 発展期 | | | | | |
| (参考) 栗原市震災復興計画 (岩手・宮城内陸地震版) | 再生期 | | | 発展期 | | | | | | | | |

6 復興の基本方針

1. 社会生活基盤の早期復旧を図り、市民生活の再建を支援します

- (1) 被災住宅の再建支援や、ライフラインなどの復旧と耐震化を進め、社会生活基盤の強化を図ります。

復興に向けての課題

栗原市は、「平成20年岩手・宮城内陸地震」により栗駒山の山容が変貌するほどの大きな被害を受けたことから、「水と緑、山の再生」をスローガンに掲げ、市民一丸となって復旧・復興に全力を傾注しています。

その最中、未曾有の「東日本大震災」に見舞われ、最大震度7を記録した栗原市の住宅被害は、市内全域で4,900棟を超え、さらに宅地の地盤や法面・擁壁、宅地背後地などにも深刻な被害が多く、住宅の再建とともに、宅地などの復旧対策が重要な課題となっています。

また、「東日本大震災」により市内全域で甚大な被害を受けた、道路や上下水道、学校施設や社会教育・体育施設、さらには総合支所などの公共施設を含む社会生活基盤についても、被災した市民が一日も早くもとどおりの生活ができ、今後同じ被害を受けないため「平成20年岩手・宮城内陸地震」の教訓を活かした原形復旧の原則にとらわれない耐震化を伴う復旧を目指す必要があります。

復興に向けての方針

●被災者の生活及び住宅の再建支援

被災者生活再建支援法による支援金の支給や借入金に対する利子助成を行い、被災して危険となった建物などによる二次災害防止や、早期の住宅再建を支援します。また、高齢者や障がい者などで、住宅の自主再建が困難な方には、生活実態に即した住宅支援を行うための提案、相談業務を行います。

●宅地などの復旧支援

宅地や宅地背後地などに被害を受けた方の復旧を支援します。

●耐震化などに対する支援

一般住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援します。高齢者や障がい者などに対し、家具転倒防止器具の設置を支援します。

●社会生活基盤の復旧・強化

同じ被害を繰り返さないために、原形復旧にとらわれない社会生活基盤の耐震化復旧を目指し、国や県と連携して取り組みます。また、震災時におけるライフラインの機能維持と早期復旧を図るため、代替機能の確保を目指します。さらに、被災した公共施設等についても市民生活の利便性向上のために、早期の復旧に努めます。

●水と緑、山の再生

国や県など関係機関と連携し、山腹崩壊や河川などの完全復旧を進めるとともに、危険個所の監視を続けて安全を確保し、豊かな水と緑、山の再生を推進します。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|-------------------------|---|---------|---------|
| 被災者生活再建支援金 | 対象となる方に、被害程度と再建方法に応じて支援金を支給 | 市 | H23-H30 |
| 災害見舞金 | 対象となる方に、被害の程度に応じて見舞金を支給 | 市 | 随時 |
| 災害障害見舞金 | 対象となる方に、障害の程度に応じて見舞金を支給 | 市 | 当分の間 |
| 災害弔慰金 | 震災を起因として、亡くなられた方の遺族に対し、弔慰金を支給 | 市 | 当分の間 |
| 災害援護資金貸付 | 震災で世帯主が全治1か月以上の重症を負ったときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合において、生活の立て直しのために災害援護資金の貸付 | 市 | H23-H29 |
| 災害援護資金貸付利子助成金 | 災害援護資金の貸付に係る利子助成 | 市 | H23-H29 |
| 生活安定資金貸付 | 所得の少ない世帯に対し、無利子でお金を貸付 | 社会福祉協議会 | 随時 |
| 生活福祉資金貸付制度 | 所得の少ない世帯や、障害がある方や高齢者が同居する世帯に対しお金を貸付 | 社会福祉協議会 | 随時 |
| 生活福祉資金緊急小口資金の特例貸付 | 被災を受けた世帯に生活福祉資金緊急小口資金(特例)の貸付 | 社会福祉協議会 | H23 |
| 保育所保育料の減免 | 対象となる方に、被害の程度に応じて保育料の減免 | 市 | H23-H24 |
| 一時保育利用料の減免 | 対象となる方が、一時保育利用が必要となった場合、一時保育利用料の減免 | 市 | H23-H24 |
| 幼稚園授業料の減免 | 対象となる方に、被害の程度に応じて授業料の減免 | 市 | H23-H26 |
| 幼稚園給食費の助成 | 対象となる方に、被害の程度に応じて給食費の助成 | 市 | H23-H24 |
| 預かり保育料(幼稚園)の減免 | 対象となる方に、被害等の程度に応じて預かり保育料を減免 | 市 | H23-H24 |
| 放課後児童クラブ等利用料の減免 | 対象となる方に、被害等の程度に応じて利用料を減免 | 市 | H23-H24 |
| 私立幼稚園の保育料・給食費の助成 | 対象となる方に、被害等の程度に応じて保育料と給食費を助成 | 市 | H23-H26 |
| 奨学資金償還金の償還猶予 | 対象となる方に、被害等の程度に応じて一定の期間、奨学資金の償還期間を猶予 | 市 | H23 |
| 就学援助費の助成 | 対象となる方に、就学援助費(学用品費・通学用品費・学校給食費等)を助成 | 市 | H23-H26 |
| 児童扶養手当の所得制限の緩和 | 対象となる方の所得制限適用を除外 | 市 | H23-H24 |
| 特別児童扶養手当の所得制限の緩和 | 対象となる方の所得制限適用を除外 | 県 | H23-H24 |
| 個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税の減免 | 平成22年度分の課税額のうち、震災の日以後に納期限を迎えるもの及び平成23年度分について、対象となる方に、減免割合に応じて市税を減免 | 市 | H23-H24 |

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|---|---|------|----------------------|
| 個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の徴収猶予 | 対象となる方の市税の徴収を一定期間猶予 | 市 | H23 |
| 国民年金保険料の減免 | 条件を満たす方の国民年金保険料の全額免除 | 国 | H23-H24 |
| 介護保険料の減免 | 対象となる方に、被害等の程度に応じて保険料を減免 | 市 | H23-H24 |
| 介護保険料の徴収猶予 | 対象となる方に、被害等の程度に応じて保険料徴収を一定期間猶予 | 市 | H23 |
| 後期高齢者医療の保険料の減免 | 対象となる方に、り災状況や所得額に応じて保険料を減免 | その他 | H23 |
| 後期高齢者医療の保険料の徴収猶予 | 対象となる方に、り災状況や所得額に応じて保険料徴収を猶予 | その他 | H23 |
| 水道料金の減免 | 対象となる方に、減免割合に応じて水道料金を減免 | 市 | H23 |
| 応急仮設住宅等に入居する使用者に対する水道料金の特例措置 | 応急仮設住宅に入居する方に、6か月を上限に特例計算により水道料金を算出 | 市 | 入居日から起算し6月を経過する日の月まで |
| 水道加入金・各手数料の減免 | 対象となる方の、水道加入金及び各手数料を減免 | 市 | 随時 |
| 下水道・農業集落排水・浄化槽使用料の減免 | 対象となる方に、減免割合に応じて使用料を減免 | 市 | H23 |
| 応急仮設住宅等に入居する使用者に対する下水道・農業集落排水・浄化槽使用料の特例措置 | 応急仮設住宅に入居する方に、6か月を上限に特例計算により使用料を算出 | 市 | 入居日から起算し6月を経過する日の月まで |
| 下水道・農業集落排水・浄化槽受益者分担金の減免 | 対象となる方の受益者分担金を減免 | 市 | H23 |
| 下水道・農業集落排水・浄化槽受益者分担金の徴収猶予 | 対象となる方の受益者分担金の徴収を猶予 | 市 | H23 |
| 障害福祉サービス等利用料減免 | 対象となる方が、障害福祉サービスを利用した場合、利用者負担金を減免 | 市 | H23 |
| 心身障害者医療費助成の所得制限緩和 | 対象となる方の所得制限を除外し、医療費の自己負担額（保険適用分）を助成 | 市 | H23-H24 |
| 介護保険サービス利用料の減免 | 対象となる方が、介護保険サービスを利用した場合、被害等の程度に応じて利用者負担金を減免 | 市 | H23-H24 |

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|----------------------------|--|------|---------|
| 介護保険施設短期入所サービス等利用料の助成 | 対象となる方が、介護保険施設等を一時的に利用した経費について助成 | 市 | H23 |
| 乳幼児医療費助成制度の所得制限の緩和 | 対象となる方の所得制限を除外 | 市 | H23-H24 |
| 子ども医療費助成制度の所得制限の緩和 | 対象となる方の所得制限を除外 | 市 | H23-H24 |
| 母子・父子医療費助成制度の所得制限の緩和 | 対象となる方の所得制限を除外 | 市 | H23-H24 |
| 各種健診個人負担金の減免 | 対象となる方の健診等の個人負担金を減免 | 市 | H23 |
| 国民健康保険医療費の自己負担金の減免 | 対象となる方の医療費の自己負担金を減免 | 市 | H23-H24 |
| 後期高齢者医療費の自己負担金の減免 | 対象となる方の医療費の自己負担金を減免 | その他 | H23-H24 |
| 宅地背後地災害復旧助成（急傾斜地等災害復旧助成事業） | 対象となる方が、応急復旧工事を実施する場合、工事費の2分の1の額で100万円を上限に助成 | 市 | H23 |
| 市営住宅等の一時使用（目的外使用）の使用料減免 | 対象となる方が、市営住宅に一時入居する場合、使用料（家賃）6カ月を上限に免除 | 市 | H23-H26 |
| 住宅の応急修理制度 | 対象となる方が、住宅を日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理する場合、52万円を上限に市が業者へ修理委託 | 市 | H23 |
| 宅地等災害復旧助成 | 対象となる方が、宅地ののり面や擁壁、排水施設等の原型復旧工事を実施する場合、工事費の2分の1の額で100万円を上限に助成 | 市 | H23 |
| 災害復興住宅融資利子助成金 | 対象となる方が、受けた融資にかかる利子相当額について利子助成 | 市 | H23-H25 |
| 被災住家等解体に伴う災害廃棄物無料処分 | 対象となる個人または小規模企業者が、災害廃棄物を市指定業者に搬入する場合、処分料を無料 | 市 | H23-H24 |
| 災害ごみの無料処分 | 地震によって被害を受けた市民の災害ごみを無料処分 | 市 | H23 |
| 被災住家等の解体・運搬費用の無料化 | 対象となる方の申出に基づき、倒壊の恐れのある家屋や事業所などの解体・運搬（撤去）費用を市が負担 | 市 | H23-H24 |
| 農林水産施設災害復旧事業 | 農業用施設や農地、林道などの災害復旧事業 農業用施設（農道、水路、ため池等）災害復旧事業、 林業施設（林道など）災害復旧事業、農林水産業振興施設災害復旧事業 | 市 | H23-H24 |

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|-------------------------------|--|------|---------|
| 公共土木施設災害復旧事業 | 市道や公園、市営住宅などの災害復旧事業 公共土木施設災害復旧（市道等）災害復旧事業、都市計画施設（公園等）災害復旧事業、住宅施設（市営住宅等）災害復旧事業 | 市 | H23-H24 |
| 厚生労働施設災害復旧事業 | デイサービスセンターなどの災害復旧事業 民生施設（デイサービスセンター、保育所等）災害復旧事業 | 市 | H23-H24 |
| 文教施設災害復旧事業 | 学校施設や社会教育施設などの災害復旧事業 公立学校施設（学校、体育館等）の災害復旧事業、社会教育施設（公民館、文化会館、体育センター等）災害復旧事業、文化財施設（出土文化財管理センター等）災害復旧費事業 | 市 | H23-H24 |
| その他公共施設・公用施設災害復旧費 | 庁舎、環境・衛生施設、観光施設などの災害復旧事業 | 市 | H23-H24 |
| 上下水道施設災害復旧事業 | 水道施設や下水道施設などの災害復旧事業 簡易水道施設災害復旧事業、上水道施設災害復旧事業、下水道施設災害復旧事業、農業集落排水施設災害復旧事業、合併処理浄化槽災害復旧事業 | 市 | H23-H24 |
| 医療施設等災害復旧費 | 医療施設（病院）の災害復旧事業 | 市 | H23 |
| 災害公営住宅整備事業 | 震災によって住宅を失い、仮住まいを強いられている被災者の方々に対して、速やかに低廉な家賃の災害公営住宅の供給 | 市 | H24-H25 |
| 栗原市緊急連絡管等整備事業 | 緊急時に送水可能な浄水場から迅速に水道水を供給するための連絡管及び配水池の整備 | 市 | H25-H28 |
| 総合支所建設事業 | 震災により大きな被害を受けた総合支所の庁舎建設 | 市 | H23-H28 |
| 震災対策推進事業（建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備） | 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備 | 市 | H23-H28 |
| 震災対策推進事業（木造住宅耐震診断助成事業） | 木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成 | 市 | H23-H28 |
| 震災対策推進事業（木造住宅耐震改修工事助成事業） | 木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を助成 | 市 | H23-H28 |
| 震災対策推進事業（栗原市家具転倒防止器具取付事業） | 高齢者等の世帯のへ家具転倒防止器具設置に要する費用の一部を助成 | 市 | H23-H28 |
| 震災対策推進事業（ブロック塀等除却・生垣設置助成事業） | 地震によるブロック塀などの倒壊の被害を防止し、安全な住環境にするため、道路に近接したブロック塀などの除却と、生垣の植栽費用の一部を助成 | 市 | H23-H28 |

1. 社会生活基盤の早期復旧を図り、市民生活の再建を支援します

(2) 保健・医療・福祉の連携を強化し、被災後の健康や生活に不安なく、安心して生活できるよう支援します。

復興に向けての課題

二度の震災で被災した市民は、精神的ショックやストレスによるPTSD（心的外傷後ストレス障害）、さらに生活習慣病の悪化などが心配されます。特に子どもたちは、地震への恐怖や震災後の生活環境の変化などによる不安や悩みを抱えていることが懸念され、きめ細かな心のケアが必要です。

また、「東日本大震災」では、ライフラインの途絶や燃料不足により、市内の多くの医療機関においては診療機能を維持することが困難となっただけでなく、障がい者や高齢者などの定期通院に支障をきたしたことから、災害時における医療体制の維持と、通院手段の確保対策が必要です。

復興に向けての方針

●被災者の健康支援

被災した市民の心身の健康を維持するため、保健・医療・福祉の連携を強化して健康相談や健康教育などの保健事業をはじめ、高血圧、心疾患、糖尿病などの生活習慣病予防などにより、早期発見・治療、リハビリまで一貫した健康管理に努めます。

●被災者支援相談窓口の充実

被災した市民が安心して生活をおくれるように、様々な課題解決に向けた被災者支援相談・申請受付窓口を開設しており、一日も早い生活再建のための支援を進めます。

●未来を担う子どもたちの心のケア

子どもの心のケアに関する対策として、市民対象の研修会などを開催し、地域が一丸となって取り組める体制づくりを推進します。また、スクールカウンセラーや教育相談員などによる相談事業の拡充を図ります。

●災害時における医療体制の維持

災害時の医療体制を維持するため、医師会や関係機関との連携をさらに強化します。

●通院者の通院手段の確保

人工透析が必要な方などへの燃料供給支援を行うとともに、障がい者や高齢者などが通院用として利用できる市民バス運行など、通院手段の確保に努めます。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|-------------------|---|------|---------|
| 救急医療体制（3次医療）確保事業 | 市民の救急医療体制確立、県北地域における高次救急医療体制の維持継続のため、大崎市市民病院救急センターへの負担金 | 市 | H23-H28 |
| くりはら市民21健康プラン推進事業 | 市民の健康づくり及び生活習慣病予防に繋げるため、健康づくりリーダーが地域の健康づくりの活動を支援 | 市 | H23-H28 |
| 豊かな心を育む教育環境創造事業 | いじめや不登校をはじめとする児童・生徒のさまざまな問題行動に対応するため、児童・生徒指導の充実、相談体制の整備及び専門家による教員指導 | 市 | H23-H28 |

1. 社会生活基盤の早期復旧を図り、市民生活の再建を支援します

- (3) これまで培われてきた助け合い精神を財産に、「自助・共助・公助」を基本とした連携のさらなる強化を図り、互いに支え合う地域づくりを推進します。

復興に向けての課題

近隣住民同士の安否確認や避難時の協力体制を確立するためには、地域内での連携を強化するとともに、地域活動に対する支援を行い、地域コミュニティの活性化を図ることが不可欠です。

また、地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設などが二度の震災で被害を受けており、早急な修繕が必要となっています。さらに、これらの施設は災害時に避難場所として使用されることもあり、高齢者や障がい者などに配慮した整備が必要です。

復興に向けての方針

●「自助・共助・公助」による協力体制の確立

住民同士の安否確認や避難時における協力体制を確立するため自主防災組織等と連携し、自助（自分の安全は自分で守る）・共助（地域の安全は地域ぐるみで守る）・公助（公共機関からの救助・支援）のそれぞれの役割を明確にし、それらが連携して協働できる体制づくりを進めます。

●地域コミュニティの活性化

自治会や地域コミュニティの再生・活性化につながるよう、地域活動に対する支援を行い、人材の育成に努めます。また、震災の影響で過疎化が進む地域の活動支援を強化し、地域コミュニティ機能の回復を図ります。

●集会施設の復旧・耐震化支援

被災した集会施設などの早期復旧や耐震化を支援します。また、高齢者や障がい者などに配慮した設備の整備（バリアフリー化やトイレの洋式化、手すりの設置など）を地域と協力しながら進めます。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|--------------------------|---|---------|---------|
| 集会施設復旧費用の助成 | 対象となる自治会等が、集会施設の復旧工事を実施する場合、工事費の助成 | 市 | H23 |
| ボランティア派遣 | 震災により被災を受けた世帯で、派遣要請のあった世帯へ後片付け等にボランティアを派遣 | 社会福祉協議会 | 当分の間 |
| 災害時における職員初動マニュアル整備 | 平成20年岩手宮城内陸地震及び東日本大震災の経験を基に検証したマニュアルの見直し | 市 | H24 |
| 集落支援員制度事業 | 集落支援活動（集落点検、巡回、アドバイス）を行なうとともに、市内全域で集落機能の低下が懸念される地域の調査検討 | 市 | H23-H24 |
| 住民自治活動助成事業 住民自治活動推進事業 | 自治会等に対し、コミュニティ活動を支援するためのコミュニティ組織一括交付金の交付 | 市 | H23-H28 |
| 地域集会施設新築改築修繕事業 | 住民自治を促進するため、地域集会施設の新築改修修繕費用を助成 | 市 | H23-H28 |

2. 産業基盤の復旧を進め、震災をバネにした新たな産業の創出などによる地域経済の活性化を図ります

(1) 農林水産業や商工業、製造業などの地域経済基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指します。

復興に向けての課題

二度の震災により、農地や林地をはじめ、園芸用施設及び畜舎、鶏舎などの農林水産業施設に大きな被害を受けました。復旧費用の負担に伴う生産意欲の低下とそれに伴う地域経済の活力の低下が懸念されます。このことから速やかな農業生産の復旧などの支援を行い、生産性の高い、活力ある足腰の強い農業の育成及び農業振興に向けた対策が必要です。

また、「東日本大震災」では、市内全域において商工業や製造業の施設や設備にも多大な被害が発生しており、被災した店舗や事務所などの早期復旧と再建に向けた支援が必要です。

復興に向けての方針

●農林水産業の再生支援

被災した農地や林地、農林水産施設などの生産基盤の早期復旧のための費用助成などを行うとともに、経営安定化のための制度融資等への利子助成などを行います。

●商工業の再生支援

被災した店舗や事業所、工場などの一日も早い復旧と経営の安定化を図るために、被災して危険となった建物などによる二次災害防止や、復旧経費に対する支援、制度融資への利子助成などを行います。また、被災した商工業者の早期復旧と事業継続を促進させる役割を担う商工会の施設などの復旧を支援します。

●地域産業活性化に向けた取り組み

栗原ブランドをはじめ市の特産品の情報発信を積極的に行い、販路の再構築や開拓に取り組むとともに、栗原の特性を活かした新たな特産品や新商品の開発を支援します。また、農畜産物の生産から加工・販売・流通までを一体化する6次産業化を促進し、付加価値の高い商品開発を支援します。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|----------------------------|---|------|---------|
| 農林漁業災害復旧融資利子助成金 | 対象となる農林漁業者が、経営再建等を図るために、金融機関から受けた融資にかかる利子について利子助成 | 市 | H23 |
| 森林復旧費用の助成 | 対象となる方が、国・県の補助事業に該当しない森林を復旧する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23 |
| 園芸施設復旧費用の助成 | 対象となる方が、園芸施設を復旧する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23 |
| 畜産施設復旧費用の助成 | 対象となる方が、畜産施設を復旧する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23 |
| 農地自力復旧費用の助成 | 対象となる方が、国の補助事業に該当しない農地を復旧する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23 |
| 小規模農業用施設災害復旧費用の助成 | 対象となる個人または組合等が、農業施設を復旧する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23 |
| 中小企業災害復旧融資利子助成金 | 対象となる企業が、事業再建を図るために、金融機関から受けた融資にかかる利子について利子助成 | 市 | H23-H24 |
| 小規模企業者復旧助成 | 対象となる企業が、施設・設備を復旧する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23-H24 |
| 商工会施設災害復旧助成 | 対象となる商工会が、施設・設備を復旧する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23 |
| 農林業災害対策資金融資利子補給金 | 対象となる個人または法人等に、災害対策資金の融資を行なった金融機関に対して利子補給 | 市 | H23-H28 |
| 直轄災害復旧事業 (迫川上流・荒砥沢ダム地区) | 国が実施した直轄災害復旧事業「迫川上流・荒砥沢ダム地区」に係る市負担金 | 市 | H24 |
| 直轄災害復旧事業 (迫川上流地区) | 国が実施した直轄災害復旧事業「迫川上流地区」に係る市負担金 | 市 | H24 |
| 6次産業化支援事業 | 新たな付加価値を生み出す6次産業化に向けた、条件整備や新たな商品開発・販売等への事業に取り組む農業者等に対する支援 また、市内の直売所ネットワークの構築にかかる経費への支援 | 市 | H24-H28 |
| 栗原ブランド確立・支援事業 | 「栗原地域の魅力」と「品質の高い食品」を一体的に発信する直売ルートの開拓、新規顧客開拓、商品開発等の事業に要する経費への補助 | 市 | H23-H28 |
| くりはら和牛の郷づくり支援強化事業 | 繁殖・肥育素牛をみやぎ総合家畜市場から導入、又は、繁殖・肥育素牛を自家保留した場合に補助金を交付 | 市 | H23-H25 |

2. 産業基盤の復旧を進め、震災をバネにした新たな産業の創出などによる地域経済の活性化を図ります

(2) 栗駒山麓の温泉と自然環境を資源とした観光産業の再生と創造を軸とした経済サイクルの確立を目指します。

復興に向けての課題

栗駒山麓に多大な被害をもたらした「平成20年岩手・宮城内陸地震」により、観光を軸にした経済サイクルが断絶されました。国・県等の関係機関と連携した懸命の復旧により、観光施設などの再開や、道路、橋の復旧に伴い、ようやく回復の兆しが見え始めたところで「東日本大震災」に見舞われ、震災被害や風評被害などにより、再び観光客が減少し、地元経済は深刻な状況に陥っています。

地元経済の再生のためには、市の観光施設や民間の温泉施設などを早期に復旧し、集客力の回復を図るとともに、観光産業の再生、発展に向けた取り組みが必要です。

復興に向けての方針

●観光施設などの早期復旧

市の観光施設などの早期復旧を行うとともに、民間の温泉宿泊施設の営業再開に向けた支援を行います。

●観光産業の再生

被関係機関との連携を図り、震災復興観光キャンペーンの開催など、観光PR活動を強化し、イメージアップ戦略を積極的かつ継続的に展開し、集客力の回復・向上を図ります。

●交流人口の拡大

都市住民との交流型観光の創出や、隣接地域と連携して栗駒山を中心とした広域観光ルートの開発を進め、交流人口の拡大を図ります。

●栗駒山麓崩落地の景観活用

「平成20年岩手・宮城内陸地震」により生じた栗駒山麓の崩落地の安全・安心を確保し、その景観を震災の経験と記憶を伝える貴重な遺産または新たな地域資源として、防災教育、学術研究、さらに観光など多目的に活用し、市全体の活性化を目指します。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|-----------------|---|------|---------|
| 指定文化財の修復費用の助成 | 対象となる指定文化財の所有者または管理者が、修復する場合、復旧費用の一部を助成 | 市 | H23-H26 |
| 震災復興支援事業 | 被災した市内温泉宿泊施設に対して、費用軽減と早期復旧に寄与するため、栗原市温泉宿泊施設等災害復旧事業への補助及び融資利子補助 | 市 | H23-H28 |
| くりはらアグリビジネス支援事業 | 都市住民等を迎えて農業・農村体験等を行なう農業者等への支援とグリーン・ツーリズム事業についての研修及び講習会等の開催 | 市 | H23-H28 |
| 広域観光戦略推進事業 | 湯沢市、栗原市、一関市、東成瀬村の3市1村連携による観光資源活用勉強会及び栗駒山麓観光写真コンクールの実施や国道冬季閉鎖開通イベント・物産市の共同開催によって、情報発信と誘客を図る | 市 | H23-H28 |
| 栗駒山麓崩落地・景観活用事業 | 平成20年岩手・宮城内陸地震で被災した栗駒山麓崩落地の景観活用に向けた準備体制を整え、専門家の意見聴取や関係機関との調整を行いながら整備計画を策定する | 市 | H23-H28 |
| ルート398交流促進事業 | 国道398号は冬期間豪雪のため冬期通行止めとなり、県境地域は寸断された状況になるため、県境圏域の活性化や経済、文化活動、観光振興のため道路整備の促進や通行止め期間の短縮へ向けた取り組みを実施 | 市 | H23-H28 |

2. 産業基盤の復旧を進め、震災をバネにした新たな産業の創出などによる地域経済の活性化を図ります

(3) 震災により職を失った方々の再就職までの短期的雇用を確保するとともに、産業振興による新たな雇用の創出を図ります。

復興に向けての課題

震災や津波被害により、県内の中小企業を中心として、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれた事業者が多数に上ったことに伴い、解雇された方や新規学卒者等の内定取消しとなった方々の再就職までの短期的な対策と、各種産業の振興による新たな雇用機会の確保が必要です。

復興に向けての方針

●雇用情報の提供

ハローワークと連携し、雇用情報の提供を行います。

●緊急の短期雇用の確保

再就職までの応急的な対策として、短期的な雇用機会の確保対策を行います。

●雇用維持対策

被災した市内の事業所の早期復旧による事業継続を支援し、雇用の維持を図ります。

●新たな雇用の創出

市内の各種産業の振興を図るとともに、企業誘致を積極的に進め、新たな雇用の創出を図ります。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|------------------------|--|------|---------|
| 被災離職者等緊急雇用支援 | 対象となる方を、市の臨時職員として雇用、又は委託事業により雇用を創出 | 市 | H23-H25 |
| 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業 | 将来的な事業の自立により雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等への委託 | 市 | H24-H26 |
| 企業立地の促進（企業立地促進奨励金） | 市内に事業所を立地（新設、移設、増設）した企業に対し、立地に伴う投下固定資産に対して課される固定資産税相当額を3年間交付 | 市 | H23-H28 |
| 企業立地の促進（企業立地投資奨励金） | 市内に事業所を立地（新設、移設、増設）した企業に対し、立地に伴う投下固定資産を取得した経費に対して奨励金を交付 | 市 | H23-H28 |
| 企業立地の促進（雇用促進奨励金） | 市内に事業所を立地（新設、移設、増設）した企業及び市内常雇従業員数が前々年度と比較して3人以上雇用している企業に対し、市内に住所を有する新規常雇従業員数に応じた奨励金を交付 | 市 | H23-H28 |
| 企業立地の促進（誘致企業社員定住促進奨励金） | 市内に事業所を立地（新設、移設、増設）した企業に対し、常雇従業員の市内への住居の移転に要した費用に対し奨励金を交付 | 市 | H23-H28 |
| 新産業創出支援事業 | 市内企業が大学等と連携して行う新製品の研究開発及びその実用化に係る事業に要する経費に対し、補助金を交付 | 市 | H23-H28 |
| 新規学卒者の雇用拡大（雇用拡大奨励金交付） | 高校新規学卒者及び既卒3年までの者を雇用した市内事業所に対し奨励金を交付 | 市 | H23-H28 |

3. 市民協働による災害に強いまちづくりを推進します

(1) 災害時の緊急輸送のための交通手段の確保と、情報伝達手段を確立します。

復興に向けての課題

災害時に集落が孤立しないための道路計画と整備を進めるとともに、主要道路などが被災した場合、早期に安全な移動と機材・物資等の運搬が可能な交通の確保が必要です。

また、災害時の長期の停電、通信回線の断絶などによる情報の空白をつくらないために、確実に情報収集ができる情報伝達手段を複数確保する必要があります。

復興に向けての方針

●情報伝達手段の確立

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線の難聴世帯への戸別受信機の設置などの整備を進めるとともに、長期間の停電により防災行政無線が使用できなくなった場合の手段として、防災行政無線のバックアップ体制の強化、さらには災害時コミュニティFM局の開設を目指します。

●情報通信手段の確立

災害時の情報通信手段として、防災行政無線移動系設備の通信エリアのさらなる充実を目指します。また、携帯電話のエリア拡大のための働きかけを行うとともに、メール機能の活用など緊急時の新たな通信手段の確保に努めます。

●交通手段の確保

国や県と連携し、既存道路の危険箇所の解消や、より安全性の高いルートを検討を進めるとともに、ヘリコプターによる空輸体制の確立やレスキューサポートバイクネットワークなどと協力体制を構築します。

●災害情報緊急ホットラインシステム（*注）の活用

慶應義塾大学と共同で設置した「災害情報緊急ホットラインシステム」を活用して、迅速で的確な被災状況確認と避難者などへの情報提供を行います。

*注「災害情報緊急ホットラインシステム」とは・・・「平成20年岩手・宮城内陸地震」の教訓として、栗原市と慶應義塾大学の連携の中で、慶應義塾大学が開発した災害発生時の緊急情報通信システムのこと。災害発生直後には衛星通信を利用するテレビ会議機能を使って被災現場の状況をリアルタイムで災害対策本部に伝えるとともに、エリア限定ワンセグ放送（携帯電話やノートパソコンなど移動機器向けの地上デジタルテレビ放送）機能を使用して避難所などへの情報提供が可能。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|---------------------------------|---|------|---------|
| 災害時FM局の整備 | FM波難聴地域をなくすための中継局の在り方を検討するとともに、災害時に備えため、FM波放送機器の整備 | 市 | H25 |
| 防災行政無線の拡充 (移動系防災行政無線増設事業) | 防災行政無線のデジタル化に伴う中継局の設置と車載型移動系防災行政無線の増設 | 市 | H24 |
| 防災行政無線の拡充 (戸別受信機による長期停電対策事業) | 災害等による長期停電対策として、防災行政無線の戸別受信機を各行政区長宅及び避難所、保育所、幼稚園、小中学校、高校に配備 | 市 | H25 |
| 消防救急無線デジタル化整備事業 | 消防救急活動の高度化による迅速な対応や大災害時における通信手段の確保を図るため、無線のデジタル化整備 | 市 | H23-H26 |

3. 市民協働による災害に強いまちづくりを推進します

- (2) 震災体験を教訓として防災教育を進め、次世代へ語り継ぐとともに、市民の意識の高揚を図り、地域の防災力を強化します。

復興に向けての課題

震災の資料などを整理し、保存するとともに、市民及び関係機関などへ公開し、防災教育に活用していくことが必要です。

また、震災の記憶を風化させないために、様々な体験や教訓を次世代へ伝えるとともに、防災訓練などの各種事業に取り組み、市民意識の高揚を図る必要があります。

さらに、地域の防災力の強化を図り、被害を最小限に抑えるために、市内全地区に設置されている自主防災組織の育成を進め、自主的・積極的な活動を促進するための支援が必要です。

復興に向けての方針

●震災記録の公開・保存

震災の映像や写真データ、各分野の震災関連記録などの関係資料を市民はもとより全国に発信するとともに、震災記録を保存して次世代へ引き継ぎます。

●市民の防災意識の高揚

二度の震災の経験を風化させることなく、市民の防災意識の高揚を図るため、「栗原市防災の日」と定めた「平成20年岩手・宮城内陸地震」の発生日である6月14日を中心に、防災訓練や講演会などの各種事業を推進します。

●防災教育の推進

二度の震災体験と教訓を活かすために、小・中学校での授業も含め市民への防災教育を推進するとともに、震災の記録を保存・公開し、学習・研究の拠点として活用できる「震災資料館」の整備についても検討を行います。

●地域防災力の向上

地域の防災力の基盤となる自主防災組織の育成を図り、災害時に的確かつ主体的に活動できる組織づくりと、組織の中心的役割を果たすリーダーの育成に努め、地域防災力の向上を図ります。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|----------------------------|---|------|---------|
| 栗原防災の日 栗原市総合防災訓練（栗原市防災の集い） | 6.14栗原防災の日の直近の日曜日に、市内で防災訓練を行なう 併せて、市内自主防災組織が一同に会して訓練と研修を行。 | 市 | H23-H28 |

3. 市民協働による災害に強いまちづくりを推進します

(3) 災害時の要援護者への支援や体制の整備を進めます。また、関係機関との連携を強化し、災害に強いまちづくりを推進します

復興に向けての課題

大規模な災害では、消防機関などによる公的支援の初期対応に限界があると言われており、特に、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援体制の確立が重要となっています。被害を最小限に抑えるためには、市民や地域、行政がそれぞれ災害対応力を高め、連携する必要があります。さらに国や県などの関係機関、民間団体、ボランティア団体などとの役割を明確にし、災害時に即対応できる体制の整備を進めることも重要です。

災害時の医療活動においては、医療従事者等によるトリアージ（*注）などの初動体制や、災害拠点病院の機能の充実のための整備が重要となっています。

*注「トリアージ」とは・・・大災害によって多数の被災者が発生した際、どの負傷者から治療するか、どの患者を救急搬送するかといった優先順位を決めること。大規模災害時などの搬送手段や治療に制限がある状態で、現場の人材・機材などの医療資源を効率的に配分し、できる限り多くの人命を救うために行う。

復興に向けての方針

●災害時における要援護者の支援体制の強化

高齢者や障がい者などの災害時の要援護者支援については、民生委員や自主防災組織などを中心とした地域ぐるみで支え合う支援体制の強化を図ります。

●自主防災組織の連携強化

市内全地区に設置されている自主防災組織の隣接組織との連携体制の強化を進めるとともに、全組織が参加する研修会や合同防災訓練などを実施することで、全体のレベルアップを図ります。

●国、県などとの連携強化

国や県、関係団体と災害時の連絡体制や詳細な役割分担を再確認し、より円滑な対応ができる体制づくりを進めます。

●災害時支援協定の推進

関係業者や団体などとの災害時支援協定の締結をさらに進め、災害時に必要な食料品や生活必需品と、情報伝達機能や物資輸送手段、緊急車両等への燃料供給体制などの確保を図ります。

●災害ボランティアネットワークの構築

災害ボランティア団体やその構成員の登録制を進め、災害時に迅速な対応ができるネットワークの構築を目指します。

●災害時における医療体制の充実

災害時の医療活動が迅速かつ適切に行われるよう、医療従事者に対する研修や訓練を継続的に実施し、災害拠点病院の機能充実のため、災害時に必要な救急医療機材等の整備を図ります。

●避難所の防災機能強化

災害時における地域住民の避難所となる施設の耐震補強をはじめ、必要な水・食料の備蓄、地域や学校などとの連携による避難所運営マニュアルの作成など、避難所機能の強化を図ります。

●栗原市地域防災計画の見直し

災害から市民を守るための地域防災計画を、より実効性の高い計画にするために、「平成20年岩手・宮城内陸地震」の検証と「東日本大震災」の教訓を盛り込んだ見直しを、県の地域防災計画の見直しと整合を図りながら行います。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|------------------------------------|--|------|----------|
| 再生可能エネルギー導入事業 | 栗原に適した再生可能エネルギーの導入調査 | 市 | H24 |
| 災害用備蓄品の整備 | 不測の災害に備え、非常時災害用品（食料品、衛生用品、燃料等）の備蓄 | 市 | H23-H28 |
| 自主防災組織備品の拡充 | 非常時または緊急時において、地域住民が迅速に取り扱えるように、初動備品や備蓄品、配備品等を補完する防災倉庫設置に要する費用に対する助成金の交付 | 市 | H23-H28 |
| 避難所運営マニュアルの整備 | 避難所運営のマニュアルを作成するとともに、宮城県地域防災計画と整合性を図った栗原市地域防災計画に位置付ける | 市 | H24-H25 |
| 災害用備蓄倉庫整備事業 | 物資等の備蓄計画を作成するとともに、備蓄方針及び運営方法、場所の選定を含め検討し、基本設計を行う | 市 | H25-H27 |
| 地域グリーンニューデール基金事業 | 停電時に災害時等の緊急対策や市民への情報発信のための電力供給等を担うため、災害対策の拠点となる庁舎等に太陽光発電設備や蓄電池の導入 | 市 | H25-H26 |
| 平成20年岩手・宮城内陸地震の検証に伴う、栗原市地域防災計画の見直し | 現在の「栗原市地域防災計画」を平成20年岩手・宮城内陸地震を教訓に検証し、より事実反映した防災計画に移行する また同時に職員の災害対応マニュアルを検証後の地域防災計画に基づき拡充する | 市 | H24, H28 |
| 各診療所発電機等購入 | 災害時に初期診療を可能とするため、市内4診療所に発電機等の整備 | 市 | H24 |

4. 福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散への備えを進め、安全・安心な暮らしを守ります

- (1) きめ細かな放射線量の測定と情報発信を継続し、市民の放射線に対する不安解消や、風評被害などの払拭に努めます。

復興に向けての課題

福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）による放射性物質の拡散は、環境汚染や健康不安、さらには農畜産物や観光産業等に対する風評被害など、市民生活の様々な面に影響を及ぼしています。

原発事故の収束が見えない状況で、市民の不安解消と風評被害などを払拭するためには、市内の子育て施設や教育施設をはじめ市内各所の大気中の放射線量と、水道水や農産物などの放射性物質の量をきめ細かに測定、監視し、正確で迅速な情報発信を継続していくことが必要です。

復興に向けての方針

●きめ細かな測定監視と迅速な情報公開

市独自に市内の複数個所で大気中の放射線量と、水道水や農畜産物、下水道汚泥中の放射性物質の測定を行って、監視体制を強化します。また、測定結果をホームページやモバイル栗原などで迅速に公開し、市民の不安解消に努めます。

●安全・安心な子育て・教育環境の提供

市内の子育て施設や教育施設において、校庭や花壇、側溝やプールなど、市独自のきめ細かな測定と情報公開を行い、安全安心な子育て・教育環境の提供に努めます。

●安全な学校給食の提供

食材の納品時に産地等の確認・記録を行い、出荷制限や出荷自粛の食材の混入防止に万全を期すとともに、放射能測定器による食材の測定を行い、測定結果をホームページや給食だよりなどで公開し、安全な学校給食の提供に努めます。

●農産物等の風評被害の払拭

宮城県の測定調査に加えて、市独自に土壌、野菜、果樹等の測定を行い、迅速で的確な情報提供に努めます。また、各種イベントなどの際に、関係機関と連携し、栗原産農畜産物等の安全・安心を全国にPRして、風評被害の払拭と消費拡大を図ります。

●相談体制の整備

放射線に対する市民の様々な不安を解消するため、相談窓口の開設に努めます。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|----------------------------|---|------|---------|
| 放射能除染対策事業 (栗原市環境放射線等対策) | <p>平成23年度に策定した除染実施計画に基づく除染の実施</p> <p>空間放射線量の市内の定点、保育所、幼稚園及び小・中学校での継続的な測定・監視や市民の要望による出前式測定の実施</p> <p>放射性物質の学校給食、農産物等検査対象品目、水道水、浄水発生土及び下水汚泥等における測定・監視や水田、畑地土壌及び家畜飼料等での測定・検査の実施 市民の持込む農産物等の測定の実施</p> <p>市ホームページやモバイル栗原、市広報誌など各種広報媒体を活用した正確な各種情報の提供 放射線等に関する「いどうセミナー」や専門知識を有する大学教授(環境放射線等対策アドバイザー)の講話による正しい知識の普及・啓発</p> | 市 | H23-H26 |

4. 福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散への備えを進め、安全・安心な暮らしを守ります

(2) 放射線やその除染に関する的確な情報収集と提供及び放射能被害への対策に努め、市民の健康維持に万全を期します。

復興に向けての課題

栗原市内においても土壌や稲わらなどから一時基準値を超える放射性物質が検出され、その処分や健康への影響などが心配されています。

放射性物質の除染や処分、健康に関する正しい情報を収集し、市民に迅速に提供するとともに、放射能被害への対策と市民の健康維持のための取り組みが必要です。

復興に向けての方針

●情報の収集と提供

放射能に関する正確で迅速な情報提供の継続を、国や県に対して求めていくとともに、市独自に放射能を専門分野とする大学教授とアドバイザー契約を締結して指導・助言を受け、的確な情報の収集に努めます。市民向けの研修会などを開催して、放射能に関する正しい知識の普及を図り、市民の不安解消に努めます。

●健康維持のための取り組み

健康被害が心配される子どもたちや妊婦を優先して、健康調査や健康診断を継続的に実施するよう国や県に強く働きかけ、市民の健康維持に努めます。

●環境の回復

汚染された土壌や稲わらなどの除染や処分に関する基準を示して、早急に対応するよう強く国に働きかけ、一日も早い環境の回復に努めます。

●対処体制の確立

市内において放射線または放射性物質の量が過去の測定値を大きく上回る場所が発生した場合には、専門機関等と連携し、原因の究明を行うとともに、放射線防護対策などの住民の安全保護を迅速かつ的確に実施します。また、除染や除去が必要な場合には、速やかに対処します。

●迅速かつ的確な広報活動

放射線または放射性物質の量が、過去の測定値を大きく上回るなど、市内の環境や市民の健康に影響が及ぶおそれがある場合には、国や県などの関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報公開と指示を行うことで混乱を防止し、市民の安全確保に努めます。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|-------------------------------|--|------|---------|
| 農畜産物放射性物質汚染被害緊急対策つなぎ資金融資利子補給金 | 対象となる栗っこ農業協同組合組合員に、農畜産物放射性物質汚染被害緊急対策つなぎ資金の融資を行なった栗っこ農業協同組合に対して利子補給 | 市 | H23 |
| 放射能除染対策事業（栗原市環境放射線等対策）【再掲】 | 平成23年度に策定した除染実施計画に基づく除染の実施 空間放射線量の市内の定点、保育所、幼稚園及び小・中学校での継続的な測定・監視や市民の要望による出前式測定の実施 放射性物質の学校給食、農産物等検査対象品目、水道水、浄水発生土及び下水汚泥等における測定・監視や水田、畑地土壌及び家畜飼料等での測定・検査の実施 市民の持込む農産物等の測定の実施 市ホームページやモバイル栗原、市広報誌など各種広報媒体を活用した正確な各種情報の提供 放射線等に関する「いどうセミナー」や専門知識を有する大学教授（環境放射線等対策アドバイザー）の講話による正しい知識の普及・啓発 | 市 | H23-H26 |
| 栗原市原子力災害健康不安対策事業 | 放射能汚染問題に対し、市民の健康不安の払拭を図るため、子ども及び妊婦を優先とした内部被ばく健康影響調査を実施 | 市 | H24-H26 |
| 放射性物質吸収抑制対策事業 | セシウムの吸収抑制対策に有効な塩化カリを、市内一円の水稲作付地及び大豆作付地に散布して土壌改良を行う事業で、事業主体となる栗っこ農業協同組合に対して、国庫補助対象外経費となる運搬及び事務経費の全額を補助するもの | その他 | H24 |
| 市営牧場放射性物質除染対策事業 | 平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の利用自粛が県から要請されており、その利用自粛解除に向けた除染作業（委託）を行うもの | 市 | H24 |

4. 福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散への備えを進め、安全・安心な暮らしを守ります

(3) 原発事故の早期収束と、放射能被害に対する各種対応の十分な実施を国に対して求めつつ、傷ついた産業の再生を図ります。

復興に向けての課題

原子力災害は、極めて深刻な状況が長期にわたって続くことが想定され、様々な不安や風評被害などを受け続けるおそれがあります。

原子力発電を国策として推進してきた国に対して、原発事故の一日も早い収束と、事故に起因するすべての損害の賠償・補償をはじめ、国の責任において行われるべき放射線等の測定や市民の健康調査、放射性物質の除染及び汚染物の除去と処分など、放射能被害に対する各種の対応の実施を求めていく必要があります。

また、風評被害や出荷制限・自粛などにより、多大な被害を受けた各種産業の再生を図るために、正確な情報発信と物産展や展示会などの開催による安全性のPRを積極的に行っていく必要があります。

復興に向けての方針

●原発事故の早期収束と関連情報の開示

原発事故の一日も早い収束を国に対して求めていくとともに、原発事故に関連する正確で透明性の高い情報を即時に開示するよう求めていきます。

●損害賠償・補償に向けた取り組み

原発事故に起因するすべての損害に対する早急な賠償・補償がなされるよう、県など関係機関と連携して、東京電力株式会社と国に求めていきます。

●地域産業の再生

放射線または放射性物質の測定結果を迅速に公表するとともに、物産展・展示会などの各種イベントの開催や、メディア、インターネットなど、あらゆる情報発信手段を活用して国内外に安全・安心を強くアピールし続けることで、集客力の向上と販売促進・消費拡大による地域産業の再生を図ります。

◆ 主な事業

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | 事業期間 |
|---------------------------------|---|------|---------|
| 放射能除染対策事業 (栗原市環境放射線等対策) 【再掲】 | <p>平成23年度に策定した除染実施計画に基づく除染の実施</p> <p>空間放射線量の市内の定点、保育所、幼稚園及び小・中学校での継続的な測定・監視や市民の要望による出前式測定の実施</p> <p>放射性物質の学校給食、農産物等検査対象品目、水道水、浄水発生土及び下水汚泥等における測定・監視や水田、畑地土壌及び家畜飼料等での測定・検査の実施 市民の持込む農産物等の測定の実施</p> <p>市ホームページやモバイル栗原、市広報誌など各種広報媒体を活用した正確な各種情報の提供 放射線等に関する「いどうセミナー」や専門知識を有する大学教授(環境放射線等対策アドバイザー)の講話による正しい知識の普及・啓発</p> | 市 | H23-H26 |